

大山駅西地区地区計画の 都市計画決定（変更）を行いました！

板橋区では、令和2年1月に区に提出された「大山駅西地区の地区計画に関するまちづくりの提言」を受け、「大山駅西地区地区計画」の都市計画手続きを進めてきました。

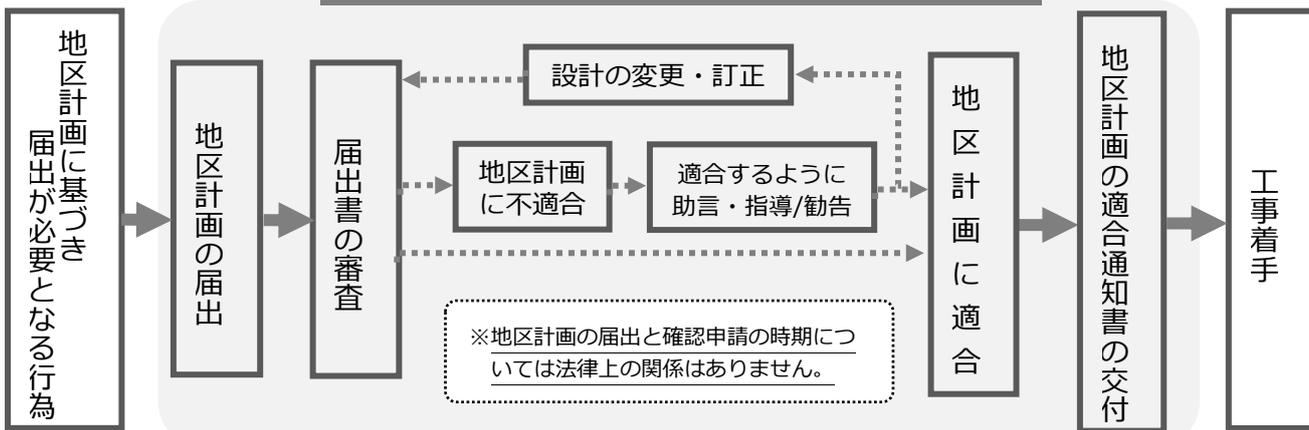
このたび、「大山駅西地区地区計画」は令和3年1月29日開催の板橋区都市計画審議会に諮られ、令和3年3月15日をもって、都市計画決定（変更）の告示及び施行を行いました。

都市計画の告示日 **令和3年3月15日** 以降、
地区計画の区域内において下記の建築行為等を行う場合、
地区計画の届出 が必要になります。

- ① 建築物の建築(新築、増改築、移転など)
- ② 工作物の建設(広告塔などの広告物、擁壁の築造など)
- ③ 建築物の用途、形態又は意匠の変更(外壁の塗替えも含む)
- ④ 土地の区画・形質の変更(切土や盛土、道路や宅地の造成など)

■届出手続きの流れ

工事着手の30日前までに「地区計画の届出」が必要です



【お問い合わせ先】

◎都市計画決定（変更）の策定の経緯に関すること……………TEL: 03(3579)2449

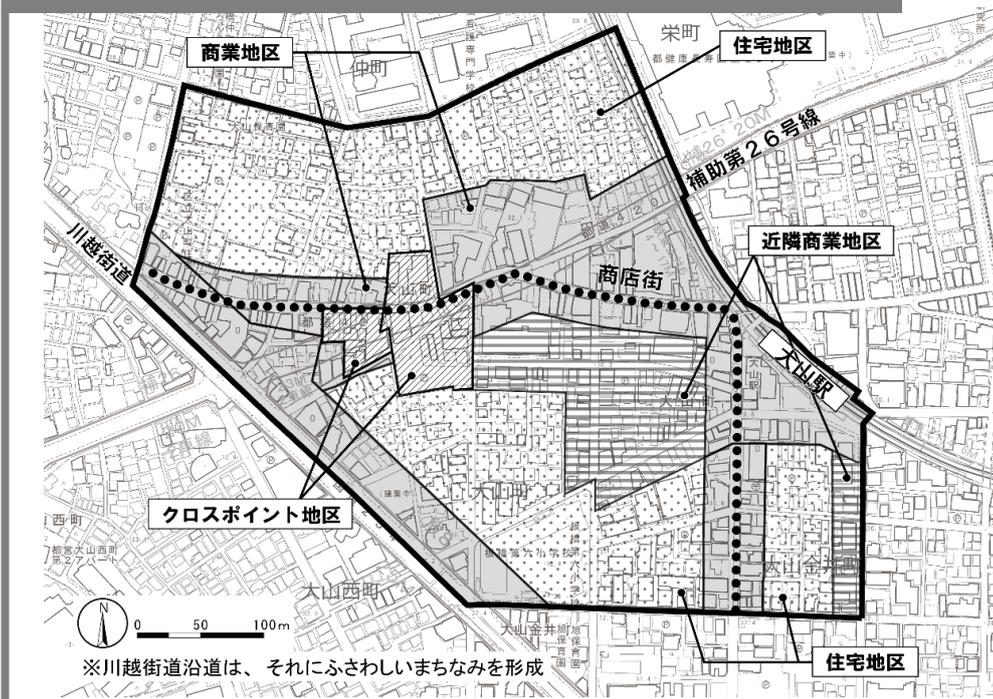
◎地区計画の届出に関すること(※)……………TEL: 03(3579)2553

※令和3年4月よりお問い合わせ先が変更になります。

住所: 〒173-8501 東京都板橋区板橋二丁目66番1号(北館5階)

新たに定める 地区計画のルール（地区整備計画）の概要

大山駅西地区地区計画区域及び地区区分図



この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1地形図を利用して作成したものである。
(承認番号)
2都市基交著第10号

① 建築物等の用途の制限

- 【全地区】** 以下のものは建築不可。
- ・性風俗店（ソープランド、ラブホテル等）
 - ・勝馬・勝舟投票券発売所等
 - ・ぱちんこ屋等（既存店舗の建替えは除く）

【住宅地区】 マージャン屋、射的場、カラオケボックス等は建築不可。

【商業地区の商店街沿道】

地区区分図の商店街沿道（●●● 沿い）において、建築物の地上1階の当該道路に面する部分では、住宅、共同住宅等、倉庫業を営む倉庫は建築不可。ただし、住宅・共同住宅等への出入口、階段等は除く。

② 壁面位置の制限

【住宅地区】 隣地境界から壁面の位置までの距離を0.5m以上とする。ただし、敷地面積が60㎡未満の場合は除く。

③ 建築物の形態又は色彩その他の意匠の制限

【全地区】 建築物の外壁及び屋根の色彩は、刺激的な原色を避けたものとする。また、看板、広告塔等の屋外広告物を設ける場合、色彩は刺激的な色を避け、周辺環境や地域のまちなみとの調和に配慮したものとする。

④ 垣又はさくの構造の制限

【全地区】 倒壊の危険性が高いブロック塀等を規制し、道路沿いのブロック塀の高さは0.6mまでとする。フェンス等の軽量なものの設置を推奨する。

⑤ 土地利用に関する事項

【全地区】 敷地内では既存の樹木の保存を図るとともに、沿道、屋上や壁面の緑化等に努める。

◎届出や地区計画のルールの詳細については、板橋区ホームページをご覧ください。

